

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 趣旨

近年、外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展している。さらに、政府においては、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められているなど、外国人住民を取り巻く状況は一層変化していくことが見込まれる。

総務省においては、これまで、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、また昨年3月には優良な取組事例を集めた「多文化共生事例集」を公表するなど、地域における多文化共生施策を推進してきたところ。近年の状況を踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、有識者による研究会を開催し、以下のテーマについて検討を行う。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 テーマ

- ・ 地域における多文化共生にかかる全国の取組状況の分析
- ・ 先進的に取り組む地方公共団体の協力を得ながら、優良な取組を普及・展開するなど、地域における多文化共生施策の更なる推進に向けた方策の検討 等

4 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。
ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 開催期間

平成30年10月から本年度末頃までとする。

6 庶務

庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。